

新庁舎の検討経緯

本市では、平成24年9月に、学識経験者、市内公共の団体からの代表、公募による市民などを構成員とする「新庁舎建設基本構想検討委員会」を設置し、約2年半にわたる検討を経て、平成27年2月に「焼津市新庁舎建設基本構想市民会議案」がまとまりました。

この市民会議案に基づき、事業費や財源の検討、事業スケジュールの想定、建設地の選定等、さらに詳細な検討を行い、平成28年3月に「焼津市新庁舎建設基本構想」を策定しました。

基本構想に基づき、事業計画の具体化に向けた検討を進め、ここに「焼津市新庁舎建設基本計画」を策定したものです。

1 新庁舎の必要性

本市の庁舎機能は、昭和44年の本庁舎建設後、行政需要の拡大や平成20年の大井川町との合併などにより、附属庁舎や分庁舎の開設を経て、分散化が進みました。また、建物本体や設備の老朽化のみならず、耐震対策として耐震性能の劣る老朽庁舎の解体と再配置を行った経過として、庁舎スペースは狭あいとなり、市民サービスや事務効率の面において様々な課題のある状況となっています。

このような庁舎施設における課題を解決するため、庁舎機能の統合を基本とした最適な庁舎を整備することが必要です。

2 基本理念と基本方針

「安全安心」、「環境」、「市民協働」の3点を庁舎にあるべき基本的な機能と捉え、基本構想において、庁舎のあり方や機能の基本的な考え方である基本理念を次のように定めました。

市民の安全と安心を守り、人と環境にやさしく、協働の拠点として市民に親しまれる庁舎

基本理念を達成するために、次の6つの基本方針の基づき庁舎建設を目指すこととしています。

- ①防災拠点機能を備えた庁舎
- ②全ての市民に開かれた庁舎
- ③地球環境にやさしい庁舎
- ④市民に親しまれ市民協働の拠点となる庁舎
- ⑤機能性・効率性の良い庁舎
- ⑥新たなまちづくりにつながる庁舎

3 庁舎規模・基本レイアウト等

新庁舎の規模については、将来の需要を見越した庁舎規模とするため、本市の将来の職員数の減少、既存施設の有効利用や機能の共用などの調整を行うことを想定し、新庁舎の規模を約15,100㎡とします。

現在、各庁舎に分散配置されている機能を集約するとともに、必要とする各種手続をスムーズに行うことができるように、市民の利用が多い部門を低層階へ配置します。

4 建設地・建設形態

新庁舎の建設地は、現在地とします。

建設形態は、新庁舎（全部）を新築し既存庁舎を解体するケースと、新庁舎（一部）を新築し現庁舎を改修するケースがあり、比較・検討を行いました。比較検討の結果、費用面や施設の使い勝手、駐車場の利便性などの利用面においても優れている「全部新築案」とします。

5 施設・機能計画

「官庁施設の基本的性能基準」や「公共建築工事標準仕様書」などに基づき設計するとともに、機能性を重視しライフサイクルコストを抑えた経済的な庁舎とします。また、玄関ホール、交通部分、情報提供機能などを有効に活用するなど、市民の交流・憩いの場として開放できるよう、設計や運用面で工夫のある庁舎とします。

＜施設計画＞

- (1)ユニバーサルデザイン計画
全ての方が快適に利用できるよう安全で利用しやすい環境を整備します。
- (2)ライフサイクルコスト配慮計画
耐久性やランニングコストを考慮し、長期間にわたり使用可能な施設整備を目指します。
- (3)環境配慮計画
関係基準を参考とし、環境負荷の低減と周辺環境の保全に配慮した庁舎を目指します。
- (4)防災計画
地震・津波に対する安全性と機能の確保を図るため、防災機能に配慮した施設とします。
- (5)セキュリティ計画
個人情報や行政情報の保護や防犯対策のため、各エリアに適切なセキュリティ対策を行います。
- (6)駐車場計画
敷地内になるべく多くの駐車場を確保し、自動車での来庁者の利便性が向上するよう整備します。

＜機能整備計画＞

- (1)窓口機能
市民が多く利用する窓口機能は、利用しやすい低層階に配置します。
下記の4項目を目標として市民にとって利用しやすい窓口を整備します。
 - ①分かりやすい案内、誘導
 - ②市民の負担の軽減
 - ③待ち時間の短縮
 - ④市民の快適性の向上
- (2)執務機能
組織改編などに柔軟に対応が可能なユニバーサルレイアウト（職員が連続して対面する配置方式）を基本として検討します。
- (3)議会機能
円滑な議会運営に必要な機能を確保します。
 - 議場や諸施設の配置は、議員や市民にとって利用しやすい動線となるよう整備します。
 - 委員会室を会議室として兼用するなど、効率的な活用を行います。
- (4)市民に対する機能
市民ワークショップの意見を踏まえ、市民に親しまれる庁舎とするために、必要な機能を導入します。
 - エントランスホール等の多目的利用や来庁者の利便性・快適性を考慮した施設とします。



6 事業手法

発注方式には、「設計・施工分離発注方式」、「設計・施工一括発注方式」、「PFI方式」があります。本市における新庁舎建設事業は、合併推進債を活用することにより事業費負担の平準化が図られること、特殊な工事ではなく、また管理運営の比重も低いことなどから、求める機能や性能を確保しやすく、施工管理を確実に行うことができ、長期的な環境変化に対するリスクにも対応しやすい「設計・施工分離発注方式」を採用します。また、設計者選定方式については、設計者の技術力、経験、取組み体制、柔軟性等、幅広い判断基準から優れた設計者を選定できる「プロポーザル方式」を採用します。

7 概算事業費・整備スケジュール

概算事業費は、約81億円を見込みます。
整備スケジュールは、基本計画の策定後、設計者選定を行い、基本設計・実施設計を行います。その後、施工者を選定し、建設工事を進め、平成33年度の開庁を目指します。

	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)
基本設計・実施設計	←→					
建設工事			←→			
現庁舎解体工事					←→	
立体駐車場工事						←→